

【尾道版】こども誰でも通園



【尾道版】こども誰でも通園ってなに？

保育所などに通っていない子どもを対象に保育所・認定こども園・子育て支援センターなどで子どもの育ちや保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援を行う事業です。

0歳6か月～3歳の誕生日の前々日までが対象です。

加えて、尾道市の子育て支援センターで実施することも誰でも通園は、3歳になってからも、6歳に達する日以降の最初の3月31日まで、引き続き利用できます。



0歳6か月～3歳の誕生日の前々日までは保育所・認定こども園・子育て支援センターで誰でも通園



尾道市は6歳に達する日以降の最初の3月31日まで子育て支援センターで誰でも通園



保育所・認定こども園のこども誰でも通園

誰が使えるの？

- 児童が尾道市に住所を有していること
- 0歳6か月～3歳の誕生日の前々日までの児童であること
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業所に通っていないこと

月に保育所・認定こども園のうち、1施設のみ利用可能です。

子ども1人あたり月10時間まで使えます。

子育て支援センターのこども誰でも通園

誰が使えるの？

- 児童が尾道市に住所を有していること
- 0歳6か月～6歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童であること
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業所に通っていないこと

月に子育て支援センターのうち、1施設のみ利用可能です。

子ども1人あたり月10時間まで使えます。

共通



同じ月に保育所・認定こども園で10時間、子育て支援センターでも10時間遊べるんだね

いつ使えるの？

保護者の就労等の要件がないので、リフレッシュなどにも使えます。

利用できる日時は施設により異なります。

最新の利用可能施設はここから詳しくは各施設にご確認ください。



利用するには？

まずはここから認定申請
決定後に利用したい施設に
電話予約



料金は？

1時間300円です。

(生活保護世帯や市民税非課税世帯などは減額されます。)

給食・おやつ代など実費負担がある場合があります。

詳しくは各施設にご確認ください。

お問い合わせ先

尾道市役所 子育て支援課児童保育係
(電話:0848-38-9207)